

当院における子どもの権利について

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約で、1989年11月20日、第44回国連総会において採択されました。

この条約を守ることを約束した締約国・地域は196カ国で、日本は1994年に批准しています。

当院では、この「子どもの権利条約」の4つの原則に基づいて小児の診療を実施しています。

① 差別の禁止(差別のないこと)

当院では、子ども自身や親の人種や国籍、性、障がい、経済状況などどんな理由でも差別せず、条約の定めるすべての権利を保障します。

② 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

当院では、子どもに関することが決められ行われる時は関わっている職員全員で「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③ 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

当院では、すべての子どもの命が守られもって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう医療のみならず、教育、生活への支援などにも配慮しその支援を適切に受けることが出来るように保障します。

④ 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

当院では、子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、職員はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

